

日専連カード会員規約の主な改訂箇所

現行	改訂後
<p>第10条（請求書・残高承認）</p> <p>1. 日専連は会員に対しカード利用によるカードショッピング及びカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載された請求書を会員の届出住所宛に送付します。なお、日専連所定の手続きがとられた場合には、日専連は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. 会員が前項の請求を受け取った後、20日以内に異議申立をしなかったときは、残高その他当該請求書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</p> <p>3. 日専連は、会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「融資ご利用内容のお知らせ」といいます。）を前項の請求書とは別に、<u>会員の届出住所宛に送付</u>します。なお、貸金業法第17条1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を<u>送付</u>後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。</p>	<p>第10条（請求書・残高承認）</p> <p>1. 日専連は、<u>会員</u>に対しカード利用によるカードショッピング及びカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載された請求書を<u>本人</u>会員の届出住所宛への郵送による方法にて通知します。なお、日専連所定の手続きがとられた場合には、日専連は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。</p> <p>2. <u>本人会員は、日専連が前項に定める請求書を郵送による方法により通知する場合には、日専連所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合、発行手数料の支払義務を負わないものとします。</u></p> <p>① <u>請求書に記載の利用代金明細に、カードショッピングの支払方法が2回払、分割払、ボーナス併用分割払、リボルビング払、ボーナス一括払、ボーナス2回払、ジャンプ払によるものが含まれる場合</u></p> <p>② <u>請求書に記載された請求額に、リボルビング払のカードショッピングに係るものが含まれる場合</u></p> <p>③ <u>請求書に記載の利用代金明細に、カードキャッシングによるものが含まれる場合</u></p> <p>④ <u>前各号のほか、日専連が発行手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合</u></p> <p>3. <u>本人会員が1項の請求を受け取った後（電子メールの送信その他の電磁的な方法により1項の請求書の記載事項を日専連が提供した場合には本人会員がこれを受信した後）、20日以内に異議申立をしなかったときは、残高その他当該請求書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</u></p> <p>4. 日専連は、会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「融資ご利用内容のお知らせ」といいます。）を<u>1項</u>の請求書とは別に、<u>本人会員に交付</u>します。なお、貸金業法第17条1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を<u>交付</u>後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。</p>